

平成28年9月23日招集

# 埼玉県議会定例会議案

目

次

頁

第108号議案	平成28年度埼玉県一般会計補正予算（第3号） .....	1
第109号議案	平成28年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号） .....	7

## 第108号議案

平成28年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

平成28年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,894,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,893,329,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,088,623	157,171	3,245,794
	1 分担金	238,388	23,882	262,270
	2 負担金	2,850,235	133,289	2,983,524
9 国庫支出金		176,960,340	5,460,057	182,420,397
	2 国庫補助金	43,818,722	5,460,057	49,278,779
13 繰越金		519,344	34,809	554,153
	1 繰越金	519,344	34,809	554,153
14 諸収入		36,358,180	446,216	36,804,396
	4 受託事業収入	2,832,969	446,216	3,279,185
15 県債		241,116,000	4,796,000	245,912,000
	1 県債	241,116,000	4,796,000	245,912,000
歳入	合計	1,882,434,991	10,894,253	1,893,329,244

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		22,882,149	803,944	23,686,093
	1 農 業 費	8,940,039	16,000	8,956,039
	3 畜 産 業 費	1,249,630	5,294	1,254,924
	4 林 業 費	4,771,275	32,000	4,803,275
	5 農 地 費	7,457,875	750,650	8,208,525
8 土 木 費		107,088,261	8,728,295	115,816,556
	2 道 路 橋 り ょ う 費	45,958,508	3,900,000	49,858,508
	3 河 川 費	26,638,281	4,628,295	31,266,576
	4 都 市 計 画 費	21,719,246	200,000	21,919,246
11 災 害 復 旧 費		344,993	1,362,014	1,707,007
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	58,573	45,014	103,587
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	286,420	1,317,000	1,603,420
歳 出	合 計	1,882,434,991	10,894,253	1,893,329,244

第2表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	593,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治 山 事 業	102,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	118,000		( 補正前に同じ。)	
農 業 基 盤 整 備 事 業	770,000	同	上	同	上	1,022,000	( 同	上 )
道 路 事 業	5,430,000	同	上	同	上	7,092,000	( 同	上 )
河 川 事 業	3,565,000	同	上	同	上	5,473,000	( 同	上 )

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
砂 防 事 業	383,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	676,000			( 補正前に同じ。)
街 路 事 業	1,752,000	同	上	同	上	1,824,000		( 同 上 )

平成28年9月29日提出

埼 玉 県 知 事                      上                      田                      清                      司

第109号議案

平成28年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成28年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	21,806,718 千円	99,000 千円	21,905,718 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「485,227千円」を「499,874千円」に、「4,620,022千円」を「4,605,375千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	27,255,008	108,000	27,363,008
第1項 建 設 補 助 金	12,909,301	66,000	12,975,301

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第2項 建設負担金	5,742,480	21,000	5,763,480
第3項 企業債	7,783,000	21,000	7,804,000

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	32,428,194	108,000	32,536,194
第1項 建設改良費	24,758,341	108,000	24,866,341

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額中「7,783,000千円」を「7,804,000千円」に改める。

平成28年9月29日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司